

【貸付金（自治会・町内会向け）】

制度の名称	制度の概要	対象者	内 容	問い合わせ先
里道及び公衆用道路事業資金貸付金	自治会、町内会等が実施する里道や公衆用道路の舗装事業等に対し、必要な資金を銀行が融資します。	自治会、町内会等	貸付限度額は300万円、償還期間は1年の据置期間を含む7年以内	道路維持課 Tel 0956-24-1111 内線 2948～2949 メールアドレス douroiji@city.sasebo.lg.jp
町内・自治会集会所等整備資金貸付金	町内公民館、集会所等の新築、増改築、敷地造成や集会所用の建物及び敷地の購入に対して銀行が融資します。	自治会、町内会等	貸付限度額は1,000万円、償還期間は1年の据置期間を含む7年以内	コミュニティ・協働推進課 Tel 0956-24-1111 内線 2252～2254 メールアドレス comkyo@city.sasebo.lg.jp